

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県職員の退職手当に関する条
例施行規則の一部を改正する規則

訓 令

○職員の職の格付に関する規程の一
部を改正する訓令
○職員に対する被服の支給等に関す
る規程の一部を改正する訓令

規 則

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第五十四号

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和二十八年福島県規則第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「傷い疾病に」を「負傷又は病氣(以下「傷病」という。)」に、「傷い疾病が公務上のもの」を「傷病が公務上のもの又は通勤によるもの」に改める。

第六条第五項ただし書及び第七条第一項中「六月」を「十二月」に改める。

第二十五条第二項第一号中「地方公務員法」の下に「第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業(職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年福島県条例第八十七号。以下「自己啓発等休業条例」という。))第十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第九条第四項に規定する場合に該当するものを除く。」により現実に職務をとることを要しない期間又は同法を「若しくは」に改め、同項第二号中「条例」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務(同法第十七条の規定による勤務を含む。)」により現実に職務をとることを要しない期間又は条例に改める。

第三十三条を第三十四条とし、第三十二条の次に次の一条を加える。
(自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の要件)

第三十三条 自己啓発等休業条例第十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第九条第四項に規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 自己啓発等休業(地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)の期間中の同項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、公務の能率的な運営に特に資するものと認められること。

二 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法第二十九条第一項若しくは第二項の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けていないこと。

三 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(条例第九条第五項に規定する国又は地方公共団体の職員から引き続いて職員となつた場合における同項に規定する規則で定める在職期間並びに条例第九条の二第一項、第九条の三第一項及び第九条の四の規定により職員としての引き続き在職期間とみなされる期間を含む。)が五年に達するまでの期間中に退職したものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 通勤(法令の規定により通勤とみなされるものを含む。以下同じ。)による傷病若しくは死亡により退職した場合又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した場合

イ 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した場合(同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)

ウ 条例第二条第三項、第九条の二第四項、第九条の三第三項、第九条の四又は第十四条の規定により退職手当が支給されずに退職した場合

2 前項第三号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 地方公務員法第二十八条第二項の規定による休職の期間(公務上の傷病又は通勤による傷病により同項第一号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。)

二 地方公務員法第二十九条第一項及び第二項の規定による停職の期間

三 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間

四 地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定による育児休業をした期間

五 自己啓発等休業をした期間

六 前各号の規定による期間に準ずる期間

3 任命権者は、自己啓発等休業の期間の初日の前日(自己啓発等休業条例第六条の規定により自己啓発等休業の期間が延長された場合にあっては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日)までに、第一項第一号に掲げる要件に該当することについて

「ダム建設事務所次長」を「ダム建設事務所次長」に改め、「労働委員会事務」を「労働委員会事務」に改め、「同表に備考として次のように加える。」

備考

1 理事には、福島県行政組織規則（平成15年福島県規則第24号）第22条の2の表職の欄に掲げる職を含む。

2 本庁部次長とは、福島県行政組織規則第22条の表総務部に属する人事総室の部から土木部に属する建築総室の部までの職の欄に掲げる職をいう（別表の医療職給料表(1)格付表において同じ。）。

別表の研究職給料表格付表中「本庁参事」を「本庁課長」に改め、別表の医療職給料表(1)格付表中「総括参事」を「本庁部次長」に改め、「総合療育センター診療相談部長」を「総合療育センター発達障がい者支援センター長」に改め、別表の医療職給料表(2)格付表及び医療職給料表(3)格付表中「副主任」を「副課長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

（人事領域人事グループ）

福島県訓令第十号

本庁機関
出先機関

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令

職員に対する被服の支給等に関する規程（昭和三十五年福島県訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一漁業指導船、漁業調査船又は管理監督船の乗組員の項中「防寒服

一一一三年一」を「防寒服
救命胴衣」に改め、同表環境衛生業務に

従事する職員の項の次に次のように加える。

作業帽	一一一二年
-----	-------

環境教育の業務に従事する職員	作業服(夏) 作業服(冬) ゴム長ぐつ	一一二年 一一二年 一年
----------------	---------------------------	--------------------

別表第一農林事務所（企画部地域農林企画室及び農業振興部に限る。）に勤務する職員の項中「企画部地域農林企画室及び農業振興部」を「企画部地域農林企画課及び農業

振興普及部」に、「作業服(冬) 一一二年一」を「作業服(冬) 一一二年一」に改め、同表土地利用、水資源又は工業開発調査に従事する職員の項中「企画

調整総務領域土地調整グループ」を「企画調整総室土地・水調整課」に改め、同表農林事務所（農業普及部及び農業普及所に限る。）又は病害虫防除所に勤務する技術職員の項中「農業普及部及び農業普及所」を「農業普及所及び大柿ダム管理事務所」に、「一

作業ぐつ
ゴム長ぐつ

ゴム長ぐつ	一一一二年一	一一
作業ぐつ	一一	一一
ゴム長ぐつ	一一	一一
雨衣	一一	一一

に改め、同表農林事務所（農村整備部及び森林林業部

農林事務所（大柿ダム管理事務所に限る。）に勤務する職員に限る。」

「経営支援領域（担い手育成グループ）」を「農業支援総室（農業担い手課）」に、「農村

整備領域（農山村整備グループ）」を「農村整備総室（農村振興課）」に、

作業ぐつ	一一一二年
安全ぐつ	一一一二年

一 二年	一 三年	農林事務所（森林林業部に 限る。）に勤務する技 術職員に限る。	「作業服（冬） 作業ぐつ ゴム長ぐつ	一 二年	一 二年	農
一 三年	一 三年	農林事務所（森林林業部 に限る。）に勤務する技 術職員を除く。	安全ぐつ	一 三年	一 三年	農
一 三年	一 三年	農林事務所（森林林業部 に限る。）に勤務する技 術職員を除く。	冬期作業用防寒服 冬期作業用防寒ぐ つ	一 三年	一 三年	農

林事務所（森林林業
に限る。）に勤務す
技術職員を除く。

津農林事務所及び南
津農林事務所に勤務
る職員に限る。

に改め、同表水産試験場に勤務する研究職員の項中「作業服

（冬） 一一二年一を 作業服（冬）
ゴム長ぐつ 一一二年 一に改め、同表建設事

務所、あぶくま高原自動車道建設事務所、港湾建設事務所、福島空港事務所、流域下水
道建設事務所又はダム建設事務所に勤務する技術職員の項中「流域下水道建設事務所
又はダム建設事務所」を「又は流域下水道建設事務所」に改める。

別表第二総務部人事領域の項中「総務部人事領域」を「総務部人事総室」に改め、同

表総務部財務領域の項中「総務部財務領域」を「総務部財務総室」に改め、同

公有財産

調査用 保護帽

調査用 作業服 を削り、同表総務部文書管財領域の項中「総務部文書管財領域」を「総

調査用 雨衣

務部文書管財総室」に、「巡視用 ゴム長ぐつ」を 「巡視用 ゴム長ぐつ」に、「保守

管理用 ゴム長ぐつ」を 「保守管理用 ゴム長ぐつ

管理用 ゴム長ぐつ」を 公有財産調査用 保護 帽 に改め、同表企画調整部地域

公有財産調査用 作業服
公有財産調査用 雨衣

づくり領域の項中「企画調整部地域づくり領域」を「企画調整部地域づくり総室」に改
め、同表生活環境部県民安全領域の項中「生活環境部県民安全領域」を「生活環境部県
民安全総室」に改め、同表生活環境部環境共生領域の項中「生活環境部環境共生領域」
を「生活環境部環境共生総室」に改め、同表生活環境部環境保全領域の項中「生活環境
部環境保全領域」を「生活環境部環境保全総室」に改め、同表保健福祉部保健福祉総務
領域の項中「保健福祉部保健福祉総務領域」を「保健福祉部保健福祉総室」に改め、同
表保健福祉部健康衛生領域の項中「保健福祉部健康衛生領域」を「保健福祉部健康衛生
総室」に改め、同表商工労働部地域経済領域の項中「商工労働部地域経済領域」を「商

工労働部産業振興総室」に、「鉱業採石業等検査調査用 防寒服（上・下）」を 「鉱業

技能

採石業等検査調査用 防寒服（上・下）

試験用 作業帽 に改め、同表商工労働部労働領域の項を削り、

試験用 作業服

同表農林水産部農林総務領域の項中「農林水産部農林総務領域」を「農林水産部農林水

産総室」に改め、同表農林水産部経営支援領域の項中「農林水産部経営支援領域」を

「農林水産部農業支援総室」に改め、同表農林水産部生産流通領域の項中「農林水産部

生産流通領域」を「農林水産部生産流通総室」に改め、同表農林水産部農村整備領域の

項中「農林水産部農村整備領域」を「農林水産部農村整備総室」に改め、同表農林水産

部森林林業領域の項中「農林水産部森林林業領域」を「農林水産部森林林業総室」に改

め、同表土木部土木総務領域の項中「土木部土木総務領域」を「土木部土木総室」に改

め、同表土木部河川港湾領域の項中「土木部河川港湾領域」を「土木部河川港湾総室」

に改め、同表土木部建築領域の項中「土木部建築領域」を「土木部建築総室」に改め、

同表希望ヶ丘ホーム、喜多方しのめ荘、若松乳児院、郡山光風学園、大笹生学園及び

総合療育センターの項中「希望ヶ丘ホーム、喜多方しのめ荘」を「喜多方しのめ荘」

に改め、同表農林事務所の項中「冬期作業用」の下に「（会津農林事務所及び南会津農林

事務所を除く。）」を加え、同表水産事務所の項中「漁業取締用 ゴム長ぐつ」を

漁 漁 漁 漁

業取締用 ゴム長ぐつ 「漁船登録用 防寒ぐつ

業取締用 防寒帽 に、「普及活動用 防寒服」を 普及活動用 防寒服 に

業取締用 防寒服 に、「普及活動用 防寒服」を 普及活動用 防寒服 に

業取締用 防寒ぐつ 普及活動用 救命胴衣」

業取締用 救命胴衣」

改め、同表あぶくま高原自動車道建設事務所、流域下水道建設事務所及びダム建設事務

所、流域下水道建設事務所及びダム建設事務所

所、流域下水道建設事務所及びダム建設事務所

所、流域下水道建設事務所及びダム建設事務所

所の項中「、流域下水道建設事務所及びダム建設事務所」を「及び流域下水道建設事務所」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

(人事領域福利厚生グループ)